

平成 25 年

小松島市議会第2回臨時会議案書

平成 25 年 5 月 30 日開会

目 次

		(P)
議案第44号	専決処分の承認について（平成24年度小松島市一般会計補正予算（第6号））	1
議案第45号	専決処分の承認について（平成24年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第3号））	6
議案第46号	専決処分の承認について（平成24年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））	9
議案第47号	専決処分の承認について（小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）	12
議案第48号	専決処分の承認について（小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	20
議案第49号	平成25年度小松島市一般会計補正予算（第1号）	26

議案第 4 4 号

専決処分の承認について

平成 2 4 年度小松島市一般会計補正予算（第 6 号）を別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 2 5 年 5 月 3 0 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

専決第1号

平成24年度小松島市一般会計補正予算（第6号）

平成24年度小松島市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,619,634千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

平成25年3月29日専決

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		4,216,800	50,000	4,266,800
	1 市 民 税	1,827,300	20,000	1,847,300
	4 市 た ば こ 税	220,000	30,000	250,000
10 地 方 交 付 税		3,651,613	550,000	4,201,613
	1 地 方 交 付 税	3,651,613	550,000	4,201,613
14 国 庫 支 出 金		2,811,470	45,000	2,856,470
	2 国 庫 補 助 金	805,943	45,000	850,943
20 諸 収 入		279,785	△100,000	179,785
	4 雑 入	272,475	△100,000	172,475
21 市 債		2,560,400	△45,000	2,515,400
	1 市 債	2,560,400	△45,000	2,515,400
歳 入	合 計	16,119,634	500,000	16,619,634

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸 支 出 金		140,259	600,000	740,259
	2 基 金 費	137,259	600,000	737,259
14 繰 上 充 用 金		100,000	△100,000	0
	1 前 年 度 繰 上 充 用 金	100,000	△100,000	0
歳 出	合 計	16,119,634	500,000	16,619,634

第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位*千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	39,300	△17,900	21,400
防 災 施 設 整 備 事 業 債	345,000	△27,100	317,900

第 3 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 変更

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			変 更 前 の 額	変 更 後 の 額
⑩ 教 育 費	2 小 学 校 費	小 学 校 耐 震 化 事 業	309,151	262,813
⑩ 教 育 費	3 中 学 校 費	中 学 校 耐 震 化 事 業	114,372	89,013

議案第 4 5 号

専決処分の承認について

平成 2 4 年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 2 5 年 5 月 3 0 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

専決第2号

平成24年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

平成24年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月29日専決

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競 輪 事 業 費		10,244,471	0	10,244,471
	2 競 輪 開 催 費	10,130,347	△200,000	9,930,347
	3 諸 支 出 金	196	200,000	200,196
歳 出	合 計	10,553,944	0	10,553,944

議案第46号

専決処分の承認について

平成24年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年5月30日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

専決第3号

平成24年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成24年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の補正は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成25年3月29日専決

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 変 更

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			変 更 前 の 額	変 更 後 の 額
① 下 水 道 費	1 建 設 費	公 共 下 水 道 建 設 事 業	1,352,700	1,352,600

議案第 4 7 号

専決処分の承認について

小松島市市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年小松島市条例第 1 3 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 2 5 年 5 月 3 0 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

専決第4号

小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月31日専決

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

平成25年3月31日

小松島市条例第20号

小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）を加える。

第54条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第131条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第3条の2中「，第52条」を削り，「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え，「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に，「その年中においては，当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは，これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合」に改め，同条に次の1項を加える。

2 当分の間，第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は，

同条の規定にかかわらず，特例基準割合適用年中においては，当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「（以下本項）」を「（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には，当該期間を除く。以下この項）」に，「到来する場合には，」を「到来する場合における」に，「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に，「平成25年」を「平成29年」に，「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「，第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第22条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め，同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が，当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句として，附則第

17条，附則第17条の2，附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条 第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条 の2第3項	第35条の2まで， 第36条の2，第36条の5	第34条の3まで，第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。），第35条の2，第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第17条 の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条 第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場

	合を含む。)
同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第22条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第23条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用さ

れる法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日

（2） 附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の小松島市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第22条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する

部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

議案第 48 号

専決処分の承認について

小松島市国民健康保険税条例（昭和 35 年小松島市条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 179 条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 25 年 5 月 30 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

専決第 5 号

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松島市国民健康保険税条例（昭和 3 5 年小松島市条例第 5 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 5 年 3 月 3 1 日専決

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成25年3月31日

小松島市条例第21号

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第24条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

（3） 特定継続世帯 17,700円

第7条の3第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。

（3） 特定継続世帯 4,875円

第24条第1号イ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 12,390円

第24条第1号エ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 3,413円

第24条第2号イ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 8,850円

第24条第2号エ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2, 438円

第24条第3号イ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 3, 540円

第24条第3号エ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 975円

附則第4項中「同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法）の次に「(昭和32年法律第26号)」を加え、「第3条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この条において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」とを削る。

附則第6項中「第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」とを削る。

附則第8項中「第35条の2の6第11項」を「第35条の2の6第15項」に改める。

附則第9項中「第35条の3第13項」を「第35条の3第11項」に改める。

附則第10項中「第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の

金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る。

附則第12項中「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る。

附則第13項中「、第3条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と」を削る。

附則第14項中「、第3条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と」を削る。

附則第16項中「第44条の2第3項」を「第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第16項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の小松島市国民健康保険

税条例（以下「新条例」という。）の規定は，平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，平成24年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

- 3 新条例附則第16項の規定は，平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議案第49号

平成25年度小松島市一般会計補正予算（第1号）

平成25年度小松島市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,601,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年5月30日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地 方 交 付 税		3,286,000	24,000	3,310,000
	1 地 方 交 付 税	3,286,000	24,000	3,310,000
21 市 債		786,000	50,000	836,000
	1 市 債	786,000	50,000	836,000
歳 入	合 計	12,527,000	74,000	12,601,000

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		945,766	74,000	1,019,766
	3 中 学 校 費	34,565	74,000	108,565
歳 出	合 計	12,527,000	74,000	12,601,000

第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位*千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	4,700	37,500	42,200
行 政 改 革 推 進 債	5,800	12,500	18,300